

# よくある質問⑪

問11-1 前の会社を、60歳で定年退職しました。しばらく休養した後に、仕事を探したいのですが、受給期間の延長申請はできますか。

(答11-1)

60歳以上の定年により離職し、しばらくの間休養する場合、**受給期間の延長申請を行うことができます。**

※ただし、受給期間(1年)に加えることができる期間は**最大1年間**です。

※離職票に記載の**離職区分**が「**2E**」となっている方が**対象**となります。

※**離職日時点の満年齢**が「**65歳以上**」の方については、受給期間の延長申請は**できません**のでご注意ください。

問11-2 定年による受給期間の延長申請をしている間、失業保険の支給はありますか？

(答11-2)

受給期間の延長申請をしている間は、失業保険の支給はありません。

# 問11-3 定年による受給期間延長 手続きを行う時期について教え てください。

(答11-3)

定年による受給期間の延長申請は、**離職の日の翌日から2か月以内が申請期間となります。**

(例)3/31に60歳の定年で離職した場合



**※在職中に受給期間の延長申請手続きはできません。**

**※申請期間を過ぎた場合、受理はできませんのでご注意ください。**

**問11-4 定年による受給期間延長  
の手続きに必要な書類を教えてください。**

**(答11-4)**

**①受給期間延長申請書**

(ハローワークで交付。郵送により送付することも可能です。)

**②離職票—2**

(離職票—1は受給期間延長の手続きには不要ですので、提出しないでください)

## 問11-5 定年による受給期間の延長申請の手続きの流れを教えてください。

(答11-5)

①離職票を確認し、**失業保険の受給資格があるか確認**します。(※受給資格がない場合、受給期間の延長申請はできません。)



② 受給期間延長申請書を配付します。またその他審査に必要な書類をお伝えします。



③上記②で指示された書類を揃え、窓口で申請してください。

※受給期間延長申請書(以下「申請書」といいます。)は複写式のため、ダウンロードはできません。

※申請書は窓口で配付しています。

問11-6 現在**宜野湾市**に住んでいます。

定年による受給期間の延長申請を**ハローワーク那覇**で行うことはできますか？

(答11-6)

定年による受給期間の延長申請は住所(または居所)を管轄するハローワークへ行わなければなりません。

そのため、**宜野湾市**にお住いの方については、**ハローワーク那覇**で受給期間の延長申請を行うことは**できません**。

**ハローワーク那覇**で受給期間の延長申請を行うことができるのは、住所(または居所)が以下の地域の方に限られます。

那覇市、浦添市、糸満市、豊見城市、南城市、与那原町、南風原町、八重瀬町、西原町、座間味村、渡嘉敷村、久米島町、粟国村、渡名喜村、北大東村、南大東村

なお、**宜野湾市**の方については、**沖縄市**にある「**ハローワーク沖縄**」へ申請をしてください。

## 問11-7 定年による受給期間の延長 申請後の流れを教えてください。

(答11-7)

- ①受給期間申請書一式を受理後、**必要な書類が揃っているか**確認します。
- ②受給期間申請書やその他添付書類を確認し、受給期間延長申請の**要件を満たしているか**審査します。
- ③受理後、**1か月～1か月半**を目安に審査結果を**郵送**で通知します。  
  
※4月及び5月の繁忙期に申請された申請書については、審査結果の通知を郵送するまでにお時間を要する場合があります。あらかじめご了承ください。
- ④ハローワークから郵送で通知が届いたら、封を開け、資料「受給期間の延長をされた皆様へ」を必ずお読みください。
- ⑤郵送で届いた書類を大切に保管してください。(※失業保険の手続きの際に必要になります。)
- ⑥離職日の翌日から1年以内に、週20時間以上の仕事に就ける状態になったら、必要な書類を揃えて失業保険の手続きにお越しください。